

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第41号 2014年1月22日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://kodomo.p-web.biz/>

メールアドレス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和（元山口県小学校教員）

生かそう子どもの権利条約

子ども全国センターは2013年12月6日（金）、標記のシンポジウムを開きました。コーディネーター三上満さんと3人のパネリスト（堀尾輝久さん、川上美砂さん、雨松康之さん）の発言要旨を紹介します。（文責：編集部）

三上満さん（コーディネーター）

私たちには子どもを幸せにする責任がある。子どもの幸せを軸に、今の社会を見つめなおし、学びなおし、ひろげていくことが必要だ。

子どもの育ちと権利についてじっくり話しあいたい。

子どもの視点から憲法を読む

堀尾輝久さん（東京大学名誉教授）



秘密保護法は子どもの知る権利を奪う、子どもの未来を奪う問題だ。市民に関係ないなどとは許せない。

自民党の改憲案は、9条や集団的自衛権などの問題をはるかに超えて、近代的な憲法原理そのものをうちこわし、人権を軸にしたものではなく、国権と国家の統治権を軸にした憲法構想である。

現行憲法の第97条（基本的人権の本質）は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とある。人類がたたかいを通して勝ちとってきた普遍的な人権の思想・自由の原理であるが、改憲案はこの条文を全面削除している。ここに改憲案の本質が見える。

子どもと教育を考える時、26条「教育権」だけをとらえるのは大きな思いちがい。13条「幸福追求の権利」、19条「思想信条の自由」、23条「学問の自由」、27条「労働権」などと一つのまとまりになって意味をもってくる。

憲法の人権条項を「子どもに適用する」という発想ではなく、子どもの権利条約と重ねて、子どもの権利の視点からこれらの人権条項をどう読むかが重要である。その意味では、「平和的生存権」こそ第一ではないか。



仲間と出会い、子どもと自分を育てよう

川上美砂さん（公民館職員）

私自身、子どもの人権にうとい母親だった。公民館主催で「仲間と出会い、子どもと自分を育てよう」をテーマに15回連続の「子育てセミナー」を企画した。



その中の一つとして、「子どもの権利ってなに?」「日常の子育てを見つめ直そう」というテーマで、梶原政子さん（元幼稚園園長）を講師に、子どもの権利とは、子どもの権利条約とは、意見表明権、休息・遊びの権利などについて学んだ。

セミナーを通じて、母親たちがこんなにも鮮やかに変化するのかと驚いた。仲間と一緒に学び、感じあう中でわかっていく心地よさを味わったことで、毎回楽しみにして参加してくるようになった。

「子どもを変えるのではなく、自分を変えることが大切だとわかった」「正しいことを教えなくては、とガチガチになっていたが、『ママもまちがえてもいいんだよ』と4歳の子どもの言われた。子どもに上手に手を貸していけるように親として成長したい」などの感想が寄せられた。

授業で子どもの権利条約を学ぶ

雨松康之さん（兵庫県立高校教員）

文部科学省のシチズンシップ教育とキャリア教育に関する研究指定を受けた。学習指導要領によらず、自由なとりくみが可能だったので、社会で権利行使をし、働き、社会を変えていく力をつけるために、その一つとして「子どもの権利条約」を設定した。



2年生の1学期に、「子どもの権利条約ってなに」「児童虐待ってなに」「体罰、しつけ、そして虐待」…といった授業を6回おこない、権利を学び、自分の言葉で語る力をつけるために、5人ずつ8班に分けて班討議をし、各班が「大切だ」と思う条文を3つ選んで発表した。

2条、24条、31条を選んだ2班は、「24条は、これか

ら社会を背負っていくのは若者であり、子どもたちは宝であると思うので、その子どもたちが健康を崩してしまうのは未来に影響があると思うからです。31条は、子どもたちは遊びを通して人間関係や社会のルールを学んでいき、学習することが多いと思ったからです」と記録。

生徒会執行部、保護者、教職員による3者協議会「舞子高校SPT」を設置し、授業や服装などについて話しあった。生徒は権利に関心があり、その重要性は認識している。しかし国は権利条約の必要性を考えない。権利条約の条文も子どもには読みにくい。国連憲章や憲法、子どもの権利条約による社会にむけた国民的合意を。

・・・・・・・・

会場からは、「2週間ローソクで過ごしたとか、お金がないから夢を断念したとか、高校生の生活は深刻」「高校だが、イエローカードが出され、たまると指導。子どもは管理しなくてはという考えがある」「教師の思想・信条には教育観を含み、子どもに関係する。教師の統制は子どもの統制につながる」「子どもは憲法を生かす力を持っている。自由で自発的に学べる教育環境をつくっていかねばならない」などの発言がありました。

感想

田村儀則さん（青森高教組）

普段の生活で「憲法」や「子どもの権利条約」のことを深く考えることはない。当たり前で自分たちの権利としてあるべきこれらは、実は私たちがそれを実現して初めて輝き出すものである。

3人のシンポジストの発言は、それぞれが個性的で、参加者の知性や感覚をくすぐるものだった。堀尾さんが「子どもの視点から子どもの権利条約を重ねて憲法を読むことが求められている」と語られたことは、私たちが考えるべき教育観の本質を突いていた。川上さんは発言の中で、「子どもの権利条約を学んだ大人たちが変わっていった」と述べた。それは、子どもの権利条約の持っている教育の普遍性と世界的な共通認識がその根底にあるからである。三上さんは「仲間と出会い、子どもと自分を育てよう」と話をまとめた。子どもの権利条約を学ぶことが、仲間と出合わせ、大人の心の変化をも可能にしていることは驚きであった。三者協議会は、本来学校で大切にしていけるべき子ども

たちの意見表明権や自主性、親の学校への関与を具体化する大切な機関である。雨松さんの具体的な実践からそのことがよく読み取れた。雨松さんは、子どもたちを学校から社会につなげていくために、生徒が自分の言葉で語ることや、知識と技能の結合が大切だと話された。

時間が少なく、会場からの発言は余りできなかったが、憲法や子どもの権利条約の意味を深く理解し、それを具体的にどのように活動に生かしていけばいいのかがよくわかったすばらしいシンポジウムだった。

感想

川上美砂さん（調布市民）

子どもの権利条約を、若いお母さんの学習にどう生かしているかを話すチャンスを今回いただきました。

堀尾輝久先生の市民講座に参加した際、梶原政子さんと知り合い、4年前から、「仲間とともに、自分と子どもを育てよう」という公民館の講座に講師をお願いしたのが始まりでした。連続15回のうちの2回ですが、お母さんたちに確実に響くという手応えがあります。お母さんたちは日常のなかで、子どもとどう向き合ったらいいのか、単なるハウトゥではないものを求めているのだと思います。

気楽に悩まずリフレッシュして子育てを楽しんで～という子育て支援では、ほんとうの意味ではラクにならないし、ネットや育児情報だけでは解決しないことを彼女たちは知っていたのでしょう。

子どもの権利の話聞いた翌週、自分はこう感じた、こう試したら子どもがこう変化した、うれしかったと話すお母さんが必ずいました。それを受けて自分の悩みを話す人、さらに自分の思いを伝える人という連鎖反応があり、次第にお母さんたちのなかに確かな変化が生まれていきました。

かつて学校教育では出会うことのなかった“子どもの権利”。社会教育の場で出会うこと、仲間と出会いながら、こっちのほうがいいという感性を伴って学ぶことがどれほど大事なことか。特定秘密保護法案の強行採決の夜に、職員として地道な学習を積み重ねていく大事さをかみしめました。

子どもの学習権を軸に、教育課程の編成を

参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流集会



11月9、10日の両日、全教、教組共闘連絡会、子ども全国センターが主催する「参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流集会」が開催されました。集会には、全国からのべ118人が参加しました。

教育課程に憲法・子どもの権利条約の視点を

集会の冒頭、全国センター代表委員の堀尾輝久さんが、集会への問題提起も含めた主催者あいさつを行いました。堀尾さんは、「教育課程の編成権が学校にあるという教育的通念がこわされようとしている時、私たちが実践していることへの自信をどう持つのか」という問題意識を述べた上で、「教育課程の編成権というとき、そこにも憲法・子どもの権利条約がすわる」として、国民の教育権から考えることの重要性を指摘しました。「教師の責任と権限は、非常に重い。誇りある仕事として、子どもの権利の立場から深めていかなければならない」との言葉が、集会に参加した教職員への大きな励ましとなりました。

記念講演を行った名古屋大学教授の植田健男さんは、戦後最初の学習指導要領が、戦前は国が示したものをそのまま教えていたことに誤りがあったという反省から、大綱的基準としての「試案」とし、地域や子どもたちの実態からしか教育課程はつくることができないとしたことを紹介しました。そして、今のように学習指導要領を押しつけるやり方ではなく、教育課程づくりを学校づくりと一体にすすめることが必要だと述べました。

教育課程づくりに親や地域が参加する とは

参加と共同の学校づくり・教育課程づくりの実践として紹介されたのが、北海道・宗谷のとりくみです。宗谷の保護者や住民は、「英単語をいくつ教えるかは、先生たちでやってほしい。だけど、子どもたちをどう見て、どうなってほしいかという私たちの願いをじっくり聞き届けて、『それはこういう課題、こんな行事、こんな教育内容で実現していく』と先生たちが語ってくれる。これが最大の信頼の根拠です」と話します。そして、年度末にそのとらえ方や方針が正しかったかどうかを親や地域の人を含めて意見を交わすそうです。植田さんは

「これが、教育課程づくりに参加しているということだ」と述べました。「一人一人の先生がバラバラにされて個別に子どもたちを見ているのではなく、先生たち全体で子どもたち全員を見ているというのは圧倒的な安心感につながっている。そして、利益の異なる、立場の異なる人が子どもの切実な問題に向かって一緒に共同するなかでおともも育っている。職員室の中で子どものことを語る時間がない、場がない、PCに向かっていて隣の人ともメールでやりとりをするというような実態だと思う。しかし、今持てる条件の中で何ができるかということをつくり上げるという見通しをもつことが一番大事なことだ」と宗谷の実践の価値が語られました。

植田さんは、講演の最後に、何か一点でもできることを見つけ出して、そこからさまざまなとりくみへと広げていく、それをみんなで考え合う、そういうとりくみを広げていこうとよびかけました。

一人からでもできる参加と共同

講演に続いて、和歌山の大川さんから地域との共同での学校づくり、高知の畑山さんから高知での子ども条例をめぐる共同のとりくみ、長野の藤原さんから保護者とのつどいや、学校長とPTAと分会との共同での教育委員会への要請のとりくみが報告され、植田さんのコーディネートでシンポジウムがおこなわれました。

2日目の3つの分散会では、各地でとりくまれている教育課程づくりや参加と共同の学校づくりが、多彩に報告され、交流されました。分散会では、「参加と共同の観点を入れて、生徒たち保護者たちとともに双方向で、学校づくり、学級づくりを一人からでもすすめていくことはできる」などの意見が出されました。「一人からでもできる参加と共同が新しい視点でした」との感想が寄せられました。

堀尾・子ども全国センター代表委員があいさつでふれた「国民の教育権」「子どもの学習権を軸に参加と共同の学校づくりをすすめる」ことが交流の中で深められた集会となりました。

●子ども 生き生き、いじめや暴力のない学校・地域に●

若い力があふれた第59回子どもを守る文化会議

2013年12月14～15日、浜松市の静岡文化芸術大学において、「第59回子どもを守る文化会議&未来に広がるネットワーク in はままつ」が開かれ、約250人が参加しました。子ども全国センターも参加する中央実行委員会と、ゆめ・まち・ねっと、子ども育ちレスキューネット、チャイルドライン、少年少女センター、静岡県西部教職員組合など、浜松のさまざまな団体による実行委員会が共催しました。

ロックコンサートで開会

印象的だったのは、集会全体が若い人たちの弾けるような発言や行動にあふれていたことです。

オープニングは、フリースクール ドリーム・フィールドの子どもたちや青年のロックコンサート。

全体会は、基調報告のあと、バルセロナ五輪の女子柔道銀メダリストで静岡文化芸術大学准教授の溝口紀子さんの記念講演「体罰・暴力の根底にあるもの」と、これを受けてのシンポジウムが行われました。

渡部達也さん（NPO法人ゆめ・まち・ねっと代表）は「何気ない日常を大切に～子どもの居場所づくりを通して」と題して、泥遊びや川での魚釣りなど自然の中で思いきり遊ぶことの大切さ、生きづらさを抱えた子どもたちとのふれあいなどについて報告しました。

クラスの連絡網がないならラインで

2日目には、「不登校と発達障害」「子どもと学校」「子どもとメディア」など11の分科会が開かれました。ある分科会では、個人情報の保護などの理由で、「今はクラスの連絡網もないため、子どもや親同士がつながりにくい」との発言に対して、「スマホのラインで親同士のグループをつくれればいい」と、大学生が即座に発言。その発想に驚くと同時に、ラインからの「はずし」や「いじめ」の怖さもジワリ…。

終わりの全体会は、学生の社会活動団体による「しゃべり場」。「東日本大震災のボランティア経験をもとに『地域防災サークル』をたちあげた」「将来は看護師として国際協力したい」「バングラデシュの子どもの教育支援をしたいが、親に反対されている。どうしたら親を説

得できるか、知恵を貸してください」など、パネラーの5人の学生たちの快活で率直な発言が相次ぎ、会場の年配者たちとのやりとりはシンポジウムとしてあまり見たことがない光景で、心温まる企画でした。

分科会「子どもと学校」に参加して

浅田明日香さん（全教静岡）

最初に4つの報告があり、その後参加者で交流をしました。4つの報告はどれも興味深く、それぞれの学校現場の実態を知ることができました。

1つ目は、中学校区で取り組んでいる「ノーメディア挑戦」。親も働くことに精一杯であり、朝食を食べない児童や就寝時間が遅い児童がいるなど、学習以前の問題が多々ある実態を知ることができました。

2つ目は、性知識の乏しさから被害者にも加害者にもなってしまう特別支援学校からの報告。知らないことの恐ろしさはもちろんですが、成長する体を肯定的に受け入れていき、学力も含めて成長していくことの大切さを改めて感じました。

3つ目は、学力テスト。浜松の6年生が楽しいはずの修学旅行中に他県の小学生から「静岡ビリ」といわれたということにショックを受けました。学テではかれる学力は一部のものでしかなく、その順位の公表を大々的に行った結果、当事者である小学生が傷ついている実態を知り、怒りがこみ上げてきました。いじめの構造にも似ていると感じました。

4つ目は、日本の教育の中での受益者負担の考えの蔓延についての報告でした。

参加者の中からも「学力って何か」の話し合いが必要ではないか、学テの結果に惑わされるのではなく、子どもに必要なことは困難に立ち向かっていく力や友だちと上手につきあう力ではないか、人間で人間を育てているんだとの発言もあり、もっと保護者、地域と共同して学校をつくっていくことが必要ではないかと思いました。

『はだしのゲン』追放ゆるすまじ

有原 誠治（映画監督）

練馬区教育委員会 統制をしない

学校図書館から、マンガ『はだしのゲン』を追放しようという動きは、昨年8月の松江市における閉架措置撤回後も、続いております。昨年の9月には、私の仕事場がある練馬区教育委員会にも「『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める」陳情があり、それを知った私たちは、『はだしのゲン』の自由閲覧を求める練馬区民の会を立ち上げて陳情署名や、ネットによる賛同署名を展開し、12月2日、練馬区教育委員会での審議を迎えました。

市民の関心が高く、第二傍聴会場まで設けられました。私たちが固唾を呑んで見守る中、教育委員たちの審議は真剣で、一人ひとりが用意してきたメモを見ながら、慎重に発言をしました。その主な発言を拾うと、次のような内容でした。

「図書を選定した先生や校長先生の判断を尊重する」「教育委員会は、特定の図書を取り上げて撤去を求めたり推薦したり、統制はしない」「『ゲン』は、公益法人全国学校図書館選定基準に基づいて選定されている」「東京都の健全育成条例などの“有害図書指定”には含まれていない」「『ゲン』は、全体として“有害”といえるものではない」「特定の書籍の撤去を求めることは、言論表現の自由を明記し、検閲を許さないとした憲法21条や、図書館の自由、子どもの知る権利の保障などに触れる」

こうした発言の中で、『ゲン』の撤去や排除を求める陳情などがいかに道理に合わないものであるかが明らかになり、教育委員会は全員一致で陳情を不採択としました。傍聴していた私は、思わず立ち上がって拍手を贈りたい衝動に駆られました。

『はだしのゲン』は第二の教科書問題？

松江市に『はだしのゲン』の撤去を求めた高知市在住の人物は、自らのブログや動画で『はだしのゲン』は、「ありもしない日本軍の蛮行が描かれており、子どもたちに間違った歴史認識を植え付ける」と、公言しています。練馬区教育委員会に撤去を求めた陳情にも、「根拠のない、誤った歴史認識」と指摘し、天皇の戦争責任に触れて描いた部分を「学習指導要領に明らかに違反する」「教育の目的に反する有害図書」として、教育現場から撤去するようにと求めていました。

昨年の9月11日、新しい歴史教科書をつくる会は、下村博文文部科学大臣宛に、『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める要望』を提出しました。産経新聞社発行の「正論」11月号は、「『はだしのゲン』許すまじ！」を特集。そこには、「ゲンは第二の教科書問題だ」と書き、『ゲン』だけではない、学校図書室にのさばる反日図書」というレポートでは、陸上自衛隊出身の“ジャーナリスト”が、練馬区立小学校の図書室、神奈川県の高校図書室、船橋市の小学校の図書室などの平和コーナーを調べて、彼らが言うところの自虐史観の書籍を列举し、「問題ははだしのゲンに止まらない」「学校図書を変えていこう」と結んでいます。

都教育委員会 撤去はしないが愛国心指導を

東京都教育委員会に、『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める請願が出されたのは、昨年の9月30日。それに対して、私が参加する練馬区民の会、子どもの権利・教育・文化全国センターなどが『はだしのゲン』の自由閲覧の維持を求める請願を提出しました。

1月9日。都教育委員会は、マンガ『はだしのゲン』の取り扱いをめぐる12本の請願（撤去、除去、排除の請願3本。自由閲覧を求める請願9本）を審議。「都教育委員会は、『はだしのゲン』について、『教育現場からの撤去』あるいは『自由閲覧の維持』などを求める請願には、応じることはできません。」との回答（案）を採択しました。

しかしながら、「『はだしのゲン』については、暴力的な表現など、その一部に教育上の配慮が必要な表現がある」とし「読書指導については、児童・生徒の発達段階に応じて適切に行われなければならない。」と記し、続いて「我が国と郷土を愛する態度や、国旗・国歌の意義等について、児童・生徒を正しい理解に導くよう、都立学校や区市町村教育委員会に対して指導・助言を行ってまいります。」と、結んでいます。

『ゲン』追放の動きは、安倍内閣が推進する戦争できる国づくりに草の根保守を動員し、学校から平和憲法にもとづく表現物の一掃をもくろんだ策動です。ひいては、子どもたちを戦場にする教育への地ならしといえます。

『はだしのゲン』追放を許すまじ！ この声を、さらに大きな声とすることが急がれます。

子どもたちが子どもらしく成長・発達できる教育条件を、教育予算の増額を 文部科学省に要請

子ども全国センターは、11月21日、「子どもたちの成長・発達を保障する教育政策をもとめる要請書」にもとづく文科省要請を行いました。子ども全国センターからは、9人が参加し、「被災地の子どもたちの心のケアや学習権を保障するための教職員配置、教職員定数増、学校施設の建設、改修」「全国学力・学習状況調査の中止」「『高校無償化』への所得制限を導入ではなく、維持・拡充」の3点について重点的に要請しました。

被災地の子どもの支援を

要請の冒頭に、三上満代表委員から「被災地福島に行き、びっくりしたことがある。公民館では、屋内の砂場で子どもを遊ばせていた。子どもたちの健康が心配だ。予算はあるのに、人手不足でいろいろなことに対応できていない。文化などにも目をむけないと真の復興にならない。陸前高田の高田高校に行ったが、いまだに仮設校舎で、建設は始まっているが遅れている。被災地への支援を強く望む」とのあいさつと発言がありました。

文科省からは、北川雅崇・財務課定数企画係長他4名が対応し、「平成23～25年の被災地への教職員加配1000人。平成26年も概算要求で1000人の加配を予定している。復旧費3分の2は国費で行い、平成26年度も270億円計上している」「現地の要望に沿って、対応していきたい」と回答。

また、「学力テストは義務教育の機会均等、教育水準の維持向上、充実改善のために行っている調査である。過度な競争・序列化にならないように配慮するようにしている。教育振興基本計画の進捗状況などについて、比較検討するために悉皆にしている」「高校授業料については、平成22年から無償化にしている。所得制限を入れるのは、公私の格差解消と低所得者に対応するためである。財政状況の改善があれば、無償化に向けたとりくみをすすめていきたい」などの回答がありました。

点数競争でなく本来の学力を

文科省からの回答を受け、参加者から重ねて要請を行いました。学力テストについては、「学力テストを実施

することによって、過度の競争や序列化が起きている。暗記ばかりの授業で、わかる前にどんどんすすんでしまう。『わかった』『できた』という喜びよりも、点数化されてしまうことが問題。県によっては学校名・市町村名がでて、だめな学校ということで子どもたちに影響がでている。『学力とは何か？』考えさせられる。本来の学力をさぐる手だてがほしい。結果を公表するということは、競争をあおることになるので、やめてほしい」

（新婦人・神出さん）

「点数が一人歩きすることで、自己肯定感を失うことにつながる。テストがあることで、引け目を感じている子どもたちもいる」（全教・中村さん）

「学テは子どもたちに負担になっている。子どもは夜まで塾などに通い、親はそれらの教育費のために働いている。過度の競争の渦の中にいる。弊害についての調査もしてほしい」（全労連・高橋さん）

など、結果公表をせず、学力テストそのものを中止することを重ねて強く求めました。

所得制限せず、無償化の拡充を

「高校無償化」への所得制限の導入問題については、民主教育研究所の鈴木さんが「家庭の事情などで所得証明書が出せない場合でも、無償にならないのか」「震災や台風などで新たにローンが生じたり苦しんでいる場合の措置はどうなるのか」「学校事務の負担増に加配はあるか」「浮いた2～300億円はすべて奨学金や教育費になるか」など7点にわたって制度の矛盾をつく質問を行い、「教育予算増こそを望む」と強く求め、要請行動を終えました。



秘密保護法の廃止、憲法改悪反対 2014 年を平和と民主主義を守る飛躍の年に 全国各地にひろがる大きな世論と運動

2014 年は、国民生活を犠牲にし、民主主義の破壊と戦争ができる国づくりをねらう安倍政権の暴走にストップをかけ、憲法を守り生かし、平和と人権、民主主義を日本の隅々に根づかせる運動の飛躍が求められています。

安倍首相は、自民党の「教育再生実行本部」が打ち出したプラン（2012 年 11 月 20 日、「中間まとめ」）を実行すべく、首相直属の機関「教育再生実行会議」を設置し、憲法改悪の先取りとしての教育政策を次々に打ち出しています。

教科書の検定基準や審査要項を改悪し、歴史をねじ曲げて政府の見解をおしつけ、教育基本法に反すると判断すれば審査もせず不合格にするなど、教科書への統制を強める。現在は「道徳の時間」として行われている「道徳」を 2015 年度から正式の教科とし、検定教科書により授業を行い「国と郷土を愛する心」を評価する。戦後、政治権力からの教育の独立性を保つためにつくられた教育委員会制度を廃止して、教育を首長の支配下におき、中央集権化をはかるための法改正を行う、等々…。

こうした安倍政権の危険な暴走に反対し、全国から多彩な国民の運動が展開されています。

「原発ゼロ、再稼働反対」を求める行動は毎週金曜日、全国各地でくりひろげられ、12 月末も寒風について延べ 1 万 5000 人が国会や首相官邸をとりかこみました。

特定秘密保護法案に対しては、マスコミも含めて空前の反対世論が巻き起こり、強行採決後も廃止に向けた大きな運動が高まっています。

子ども全国センターも参加する日本母親大会連絡会は、太平洋戦争開戦 72 年にあたる 2013 年 12 月 8 日、東京・有楽町マリオン前と JR お茶の水駅前で、「赤紙」チラシを配布して宣伝。「憲法違反の秘密保護法の廃止を」「再び戦争ができる国への道を準備する教科書や教育の統制を許さない」「戦前とちがい、今、私たちには憲法がある。武器も核もない平和な社会を」と訴えました。

「安倍教育政策 NO・平和と人権の教育を！ネットワーク」は、教育基本法の改悪反対の運動でつながりあった幅ひろい団体・個人が結集して 2013 年 4 月に発足しました。毎月 1 回、東京の中央線、小田急線などの駅頭でストリートコミュニケーションを実施。「国防軍の兵士をつくる教科書はダメ！」との大きな横断幕に行き交う人々の注目が集まり、短時間に多数のチラシが受けとられています。

「憲法を子育てと教育に生かそう」と運動をひろげている教育子育て九条の会は、「今こそ、子ども・若者とともに、憲法の人権諸規定を、子どもの権利条約と重ねて読み深めよう」とアピールを発し、呼びかけています。

そして今年も年頭から全国各地で、安倍政権の危険な動きをくい止め、憲法を守ろうとのとりくみが始まっています。

子どもと教育を語るつどい 2014

日時：2014 年 2 月 22 日（土）13：30～17：00

会場：全国教育文化会館

子どもの主食としての「あそび・遊び」

ー子どもの権利条約 31 条と子どもの生活の見直しー

お話：増山 均 さん（早稲田大学）

特別報告、意見交流

主催：子ども全国センター、民主教育研究所、
全教（全日本教職員組合）、教組共闘連絡会

安倍「教育再生」ストップ！憲法を守り いかそう 3・29 全国学習決起集会

日時：2014 年 3 月 29 日（土）

12：30～ 集会、15：00～ パレード

会場：日比谷野外音楽堂

お話：小森陽一 さん（東京大学）

文化行事、リレートーク

主催：全教（全日本教職員組合）、教組共闘連絡会、
子ども全国センター